



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課(室)名
・鳥獣保護区特別保護地区の指定にかかる公聴会の開催(2件)	自然環境課
・生活保護法に基づく指定医療機関の指定	福祉保健課
・生活保護法に基づく指定介護機関の指定	〃
・長崎県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更	漁業振興課
・道路の区域の変更(2件)	道路維持課
・道路の供用の開始	〃
・一般競争入札の参加者の資格等	警察本部会計課
◎ 公 告	所管課(室)名
・都市計画の図書の縦覧	都市政策課
・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧	砂防課
・一般競争入札の実施	警察本部会計課
◎ 教育委員会規則	所管課(室)名
○長崎県立学校管理規則の一部を改正する規則	総務課
◎ 教育委員会告示	所管課(室)名
・令和2年度県立高等学校・県立中学校の生徒募集定員	総務課
◎ 公安委員会告示	所管課(室)名
・警備員等に対する検定の実施	生活環境課
◎ 選挙管理委員会告示	所管課(室)名
・不在者投票のできる施設の指定	選挙管理委員会書記室

告 示

長崎県告示第88号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第29条第4項の規定において準用する同法第28条第6項の規定により公聴会を開催するので、長崎県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく公聴会に関する規則(平成12年長崎県規則第34号)第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和元年6月28日

長崎県知事 中村 法道

開 催 日 時	開 催 場 所	案 件
令和元年7月19日（金） 午後2時から	長崎県庁6階601会議室 長崎県長崎市尾上町3-1	県民の森鳥獣保護区県民の森特別保護地区の指定について

長崎県告示第89号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項の規定において準用する同法第28条第6項の規定により公聴会を開催するので、長崎県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく公聴会に関する規則（平成12年長崎県規則第34号）第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和元年6月28日

長崎県知事 中村 法道

開 催 日 時	開 催 場 所	案 件
令和元年7月25日（木） 午後2時から	県北振興局新館3階第5会議室 長崎県佐世保市木場田町3-25	国見山鳥獣保護区国見山特別保護地区の指定について

長崎県告示第90号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関として次のとおり指定した。

令和元年6月28日

長崎県知事 中村 法道

(指 定)

医 療 機 関 名	開 設 者	所 在 地	指定年月日	有効期間
訪問看護ステーション デューン諫早	株式会社N・フィールド 代表取締役 又吉 弘章	長崎県諫早市八坂町4-25KRP 八坂町ビル401	令和元年6月1日	令和7年5月31日
のぐち クリニック	野口 雄司	長崎県対馬市美津島町雞知乙 497番14	令和元年6月1日	令和7年5月31日

長崎県告示第91号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

令和元年6月28日

長崎県知事 中村 法道

(指 定)

事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
グループホーム 琴 の海	長崎県東彼杵郡東彼 杵町蔵本郷884番地 1	特定非営利活動法人 ハピネス福祉会 理事長 内嶋 芳子	長崎県東彼杵郡東彼 杵町蔵本郷893番地 1
		認知症対応型共同 生活介護・介護予 防認知症対応型共 同生活介護	平成31年4月1日

長崎県告示第92号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、長崎県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成11年長崎県告示第1268号）の一部を次のとおり変更し、令和元年7月1日から適用する。なお、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

令和元年6月28日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項</p> <p>第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量は、以下のとおりとする。ただし、くろまぐろの漁獲可能量は別に定めるものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>第一種特定海洋生物資源の2019年（令和元年）7月から2020年（令和2年）6月の知事管理量は以下のとおりである。</u></p> <p><u>【まさば及びごまさば】</u></p> <p><u>27,000トン</u></p> <p><u>【さんま】</u></p> <p>若干</p> <p><u>(注) 農林水産大臣により知事管理数量が変更された場合には、県はその内容を公表するものとする。当該公表がなされた場合は、上記に掲げる数量（留保枠を設定した場合は留保した数量を含む。）は公表された数量とする。</u></p> <p>3 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項</p> <p>第一種特定海洋生物資源ごとの知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海区別又は期間別の数量については、以下のとおりとする。ただし、くろまぐろは別に定めるものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>第一種特定海洋生物資源の2019年（令和元年）7月か</u></p>	<p>2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項</p> <p>第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量は、以下のとおりとする。ただし、くろまぐろの漁獲可能量は別に定めるものとする。</p> <p><u>(1) 第一種特定海洋生物資源の2018年（平成30年）7月から2019年（平成31年）6月の知事管理量は以下のとおりである。</u></p> <p><u>【まさば及びごまさば】</u></p> <p><u>34,000トン</u></p> <p><u>(注) 上記の漁獲可能量のうち、以下に掲げる数量（以下「留保枠」という。）については、資源の来遊状況等に応じて知事が配分するものとする。</u></p> <p><u>・まさば及びごまさば：500トン</u></p> <p><u>【さんま】</u></p> <p>若干</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>3 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項</p> <p>第一種特定海洋生物資源ごとの知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海区別又は期間別の数量については、以下のとおりとする。ただし、くろまぐろは別に定めるものとする。</p> <p><u>(1) 第一種特定海洋生物資源の2018年（平成30年）7月から2019年（平成31年）6月の知事管理量の、採捕の種類別に定める数量は以下のとおりである。なお、海域別及び期間別の数量は定めない。</u></p> <p><u>また、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。</u></p> <p><u>【まさば及びごまさば】</u></p> <p><u>中型まき網漁業 32,400トン</u></p> <p>(2) 略</p>

<p>ら2020年（令和2年）6月の知事管理量の、採捕の種類別に定める数量は以下のとおりである。なお、海域別及び期間別の数量は定めない。</p> <p>また、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。</p> <p>【まさば及びごまさば】</p> <p>中型まき網漁業 26,100トン</p> <p>(注1) まあじ、まいわし、まさば及びごまさばについて、農林水産大臣により、2に定める知事管理量が変更された場合には、当該知事管理量から留保枠を除いた数量に、それぞれ次の割合を乗じて得た数量（100トン未満（まいわしについては10トン未満）の端数は切り上げる。）とし、県がその内容を公表するものとする。当該公表がなされた場合は、上記に掲げる数量は公表された数量とする。</p> <p>まあじ：90.5% まいわし：99.6% まさば及びごまさば：96.5%</p> <p>(注2) 採捕の種類別の数量（以下「当該数量」という。）の消化率が9割に達し、又は超えるおそれが大きいと認められる場合には、当該数量に留保枠を加え、県がその内容を公表するものとする。当該公表がなされた場合は、上記に掲げる数量は公表された数量とする。</p>	<p>(注1) まあじ、まいわし、まさば及びごまさばについて、農林水産大臣により、2に定める知事管理量が変更された場合には、当該知事管理量から留保枠を除いた数量に、それぞれ次の割合を乗じて得た数量（100トン未満の端数は切り上げる。）とし、県がその内容を公表するものとする。当該公表がなされた場合は、上記に掲げる数量は公表された数量とする。</p> <p>まあじ：90.5% まいわし：99.6% まさば及びごまさば：96.5%</p> <p>(注2) 採捕の種類別の数量（以下「当該数量」という。）の消化率が9割に達し、又は超えるおそれが大きいと認められる場合には、当該数量は上記に掲げる数量に、留保枠を上限として知事が定める数量を加えて得た数量として、県がその内容を公表するものとする。当該公表がなされた場合は、上記に掲げる数量は公表された数量とする。</p>
--	--

長崎県告示第93号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和元年6月28日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道
路線名 佐々鹿町江迎線
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
佐世保市鹿町町鹿町182番2地先から 佐世保市鹿町町鹿町182番2地先まで	前	16.9~21.4	32.8	
	後	22.2~27.1	32.8	

長崎県告示第94号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県中央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和元年6月28日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般国道
路線名 207号
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
諫早市多良見町舟津字松手1108番1地先から 諫早市多良見町舟津字松手1110番3地先まで	前	8.4~12.1	25.7	
	後	7.3~11.2	25.7	

長崎県告示第95号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和元年6月28日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 佐々鹿町江迎線	佐世保市鹿町町鹿町182番2地先から 佐世保市鹿町町鹿町96番1地先まで	令和元年6月28日

長崎県告示第96号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次のとおり告示する。

令和元年6月28日

長崎県知事 中村 法道

1 調達する物品の種類

長崎県警察統合情報通信ネットワークシステム用端末装置の賃貸借及び保守

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) この告示の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (7) この告示の日から開札日までの間において、長崎県警察が行う各種契約からの暴力団排除に関する事務処理要領（平成29年12月21日付け崎組（行企）第266号。）に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から令和元年8月6日までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

また、長崎県出納局物品管理室ホームページからダウンロードすることにより入手することもできる。

(3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

ア 法人にあつては、次の(ア)及び(イ)

(ア) 登記簿謄本

(イ) 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書

イ 個人にあつては、次の(ア)、(イ)及び(ウ)

(ア) 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書

(イ) 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書

(ウ) 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書

ウ 県税に関し未納がないことを証する証明書

エ 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書

オ 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し

カ 印鑑届（様式第2号）

キ 口座振替申込書（様式第3号）

ク 取扱品目明細書（様式第4号）

ケ 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）

コ 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）

サ 指名停止の報告に係る誓約書（様式第10号）

シ その他知事が必要と認める書類

(4) 申請書等の作成に用いる言語

ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

(5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問合せ先

〔住所〕〒850-8570長崎市尾上町3-1

〔名称〕長崎県出納局物品管理室

〔電話〕095-895-2884

〔長崎県出納局物品管理室ホームページアドレス〕<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>

4 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書（様式第6号）により通知（郵送）する。

5 指名停止に関する報告

競争入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第11号）を提出しなければならない。

6 3の(2)、3の(3)のカからサまで、4及び5に掲げる書類の様式は、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める様式（物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係るものに限る。）とする。

7 資格の有効期間及び更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和3年9月30日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和3年7月に実施する「県が発注する物品の競争入札参加資格の更新」の申請をすること。

8 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(7)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

(3) 資格取消等の通知

競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

公 告

都市計画の図書の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和元年6月28日

長崎県知事 中村 法道

1 都市計画の種類

長崎都市計画地区計画（シーサイド地区計画）（諫早市決定）

2 縦覧場所

長崎県土木部都市政策課及び長崎県県央振興局

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定しようとする範囲の縦覧（公告）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めた施行細則（平成16年長崎県規則第62号。以下「規則」という。）第2条の規定に基づき、法第7条第1項の土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）及び法第9条第1項の土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定しようとする範囲の縦覧については、次のとおりである。

令和元年6月28日

長崎県知事 中村 法道

1 縦覧期間 令和元年6月28日から令和元年7月11日まで（土日祝日を除く勤務時間内）

2 縦覧場所 対馬振興局河港課、対馬市役所建設部管理課

3 縦覧の対象となる町名と土砂災害の種類

(1) 対馬市

地滑り

4 意見書の提出

(1) 警戒区域及び特別警戒区域として指定しようとする土地に対して所有権その他の権利を有する者で、指定しようとする範囲について意見があるときには、縦覧場所に備え置いている意見書用紙（規則様式第1）に記入のうえ、縦覧期間満了の日までに縦覧場所の意見箱又は下記の提出先に郵送（当日消印有効）により提出することができる。

なお、提出された意見書に氏名若しくは住所の記載がないもの若しくはこれらの記載内容に虚偽があるもの又は指定しようとする範囲とされる土地の区域以外に関する記述のあるものは無効とする。

(2) 前号の意見書を提出できる権利者であって、病気等の都合により代理者による意見書の提出を行う場合は、代理者の資格及びその理由を示す書面が必要である。

(3) 前2号により提出された意見書等で有効なものは、法第7条第3項及び第9条第3項の規定に基づき対馬市長に意見聴取を求める際に添付する。

(4) 提出先

〒817-8520 対馬市厳原町宮谷224
対馬振興局河港課

一般競争入札の実施（公告）

物品の借入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和元年6月28日

長崎県知事 中村 法道

1 一般競争入札に付する事項

(1) 借入物品及び数量

長崎県警察統合情報通信ネットワークシステム用端末装置の賃貸借及び保守

ア 業務サーバA	1台
イ 業務サーバB	1台
ウ 業務サーバC	2台
エ ラック等周辺機器	1式
オ ノートパソコン	1,240台
カ プリンタ	215台
キ カラー複合機	52台
ク スイッチングハブ	76台

(2) 借入物品の特質等

入札説明書による。

(3) 借入期間

令和2年3月1日～令和7年2月28日

(4) 設置場所

入札説明書による。

(5) 入札の方法

前記(1)の物件を一括して入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号、令和元年長崎県告示第96号）に定める資格を得ていること。

(4) この公告の日から8の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(5) この公告の日から8の開札日までの間において、長崎県警察が行う各種契約からの暴力団排除に関する事務処理要領（平成29年12月21日付け崎組（行企）第266号。以下「暴力団排除に関する事務処理要領」という。）に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

前記2の(3)に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本県所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

- (住所) 〒850-8570 長崎市尾上町3番1号
(名称) 長崎県出納局物品管理室
(電話) 095-895-2884
(提出期限) 令和元年8月6日(火)
- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等
(名称) 長崎県警察本部警務部会計課(調度係)
(住所) 〒850-8548 長崎県長崎市尾上町3番3号
(電話) 095-820-0110 内線2232
- 5 契約条項を示す場所
4の部局等とする。
- 6 入札説明書の交付方法
(期 間) この公告の日から令和元年8月19日(月)17時00分まで(県の休日を除く。)
(場 所) 4の部局等とする。
(その他) 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。
- 7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 8 入札の場所及び期日等
(日時) 令和元年8月27日(火)13時30分開始
(場所) 長崎市尾上町3番3号
長崎県警察本部 3階入札室
開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に4の部局等に確認すること。
- 9 郵送による場合の入札書の受領期限等
(受領期限) 令和元年8月26日(月)17時00分必着
(提出先) 長崎県警察本部警務部会計課(調度係)
(その他) 郵送による場合は書留郵便により上記受領期限内必着のこと。
- 10 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
免除する。
- (2) 契約保証金
契約金額(消費税及び地方消費税を含む)の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
- ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合
- イ 開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合
- 11 入札者が代理人である場合の委任状の提出
入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 12 入札の無効
次の入札は、無効とする。
なお、次の(1)から(8)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。
- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
(2) 暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
(3) 入札者が法令の規定に違反したとき。
(4) 入札者が連合して入札をしたとき。
(5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
(6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

- (7) 入札書が所定の日時までには到達しないとき。
 - (8) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
 - (9) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
 - (10) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等、入札者の意思表示が確認できないとき。
 - (11) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
 - (12) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
 - (13) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。
- 13 落札者の決定方法
- (1) 長崎県財務規則（昭和39年長崎県規則第23号）第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
 - (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
 - (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
 - (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、暴力団排除に関する事務処理要領に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- 14 その他
- (1) 契約書の作成を要する。
 - (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
 - (3) 調達手続の停止等
この調達契約にかかる苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
 - (4) その他詳細は、入札説明書による。
- 15 Summary
- (1) Nature and quantity of the products and services to be on lease:

a units of business server A	1
b units of business server B	1
c units of business server C	2
d Rack peripheral equipment	1
e Laptop computer	1,240
f Printer	215
g Color MFP	52
h Switching hub	76
 - (2) lease period:
March 1,2020 through February 28,2025
 - (3) Installation Location:
As shown in the specification document
 - (4) Time-limit for tender(must arrive by post by this date):
5:00 p.m.August 26, 2019
 - (5) Date and time for the opening of tender:
1:30 p.m.August 27, 2019
 - (6) Point of Contact:
3-3 Onoue-machi Nagasaki city 850-8548 Japan
Finance Division
Police Administration Department
Nagasaki Prefectural Police

Tel 095-820-0110 ext 2232

教育委員会規則

長崎県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年6月28日

長崎県教育委員会教育長 池松 誠二

長崎県教育委員会規則第1号

長崎県立学校管理規則の一部を改正する規則

長崎県立学校管理規則（昭和51年長崎県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後					改正前				
別表第1（第2条関係） （ア）高等学校					別表第1（第2条関係） （ア）高等学校				
名称	本校・分校	位置	課程	学科	名称	本校・分校	位置	課程	学科
略					略				
長崎県立島原 農業高等学校		島原市	全日制	農業科学科 園芸科学科 食品科学科 生活福祉科 農業ビジネス 科 食品サイエン ス科 生活創造科	長崎県立島原 農業高等学校		島原市	全日制	農業科学科 園芸科学科 食品科学科 生活福祉科
略					略				

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

教育委員会告示

長崎県教育委員会告示第1号

令和2年度の県立高等学校・県立中学校の生徒募集定員を次のとおり定める。

令和元年6月28日

長崎県教育委員会教育長 池松 誠二

令和2年度 県立高等学校・県立中学校生徒募集定員

[県立高等学校]
(全日制の課程)

学 校 名	学 科 名	募 集 定 員	学 級 数	参 考 事 項
長 崎 東	普 通 ・ 国 際	280(160)	7	※募集定員280名については、普通科・国際科のくくり募集とする。 ()内の数字は、併設の県立長崎東中学校以外からの募集定員を内数で示す。
		※ { 普通科200 国際科 80 }		
長 崎 西	普 通	200	5	
	理系コース	80	2	
長 崎 南	普 通	240	6	
長 崎 北	普 通	240	6	
長 崎 北 陽 台	普 通	240	6	
	理 数	40	1	
佐 世 保 南	普 通	240	6	
佐 世 保 北	普 通	240(120)	6	
佐 世 保 西	普 通	240	6	()内の数字は、併設の県立諫早高等学校附属中学校以外からの募集定員を内数で示す。
宇 久 原	普 通	40	1	
島 原	普 通	200	5	
	理 数	40	1	
諫 早	普 通	280(160)	7	
西 諫 早 陵 東 村	普 通	240	6	
	普 通	80	2	
	普 通	240	6	
	数 理 探 究	40	1	
	家 政	40	1	
猶 興 館	普 通	120	3	
	理 数	40	1	
松 浦	普 通	80	2	
	商 業	40	1	
対 馬	普 通	120	3	
	商 業	40	1	
	国 際 文 化 交 流	40	1	
豊 上 対 玉 馬 岐 島	普 通	40	1	
	普 通	80	2	
	普 通	160	4	
	普 通	160	4	
	衛 生 看 護	40	1	
五 島 南 留 崎	普 通	80	2	
	普 通	40	1	
大 西 彼 杵 見	普 通	80	2	
国	普 通	120	3	

小 浜	普 通	40	1	
	綜 合 ビ ジ ネ ス	40	1	
口 加	普 通	54	} 2	
	福 祉	26		
	普 通			
	グローカルコース	40	1	
川 棚	普 通	80	2	1学級減
	生 活 綜 合	40	1	
波 佐 見	普 通	60	} 2	
	美 術 ・ 工 芸	20		
	商 業	40	1	
北 松 西	普 通	40	1	
上 五 島	普 通	120	3	
	電 気 情 報	40	1	
中 五 島	普 通	40	1	
島 原 農 業	農 業 科 学	0	0	募集停止
	園 芸 科 学	0	0	募集停止
	食 品 科 学	0	0	募集停止
	生 活 福 祉	0	0	募集停止
	農 業 ビ ジ ネ ス	40	1	新設
	食 品 サ イ エ ン ス	40	1	新設
	生 活 創 造	40	1	新設
諫 早 農 業	農 業 科 学	40	1	
	動 物 科 学	40	1	
	環 境 創 造	40	1	
	農 業 土 木	40	1	
	バ イ オ 園 芸	40	1	
	食 品 科 学	40	1	
	生 活 科 学	40	1	
北 松 農 業	生 物 生 産	40	1	
	食 品 流 通	40	1	
	生 活 科 学	40	1	
西 彼 農 業	食 料 サ イ エ ン ス	40	1	
	生 活 デ ザ イ ン	40	1	
長 崎 工 業	機 械	40	1	
	機 械 シ ス テ ム			
	電 子 機 械 コー ス	} 40	1	
	造 船 コー ス			
	電 気	40	1	
	電 子 工 学	40	1	
	情 報 技 術	40	1	
	建 築	40	1	
	工 業 化 学	40	1	
	イ ン テ リ ア	40	1	

佐 世 保 工 業	機 械	40	1	
	電 子 機 械	40	1	
	電 気	40	1	
	電 子 工 学	40	1	
	建 築	40	1	
	土 木	40	1	
鹿 町 工 業	機 械	40	1	
	電 気	40	1	
	電 子 工 学	40	1	
	土 木 技 術	40	1	
島 原 工 業	機 械 シ ス テ ム	40	1	
	電 気 電 子	40	1	
	建 築 技 術	40	1	
大 村 工 業	機 械	80	2	
	機 械 シ ス テ ム	40	1	
	電 気	40	1	
	電 子 工 学	40	1	
	建 築	40	1	
	建 設 工 業	40	1	
	化 学 工 学	40	1	
佐 世 保 商 業	会 計 ビ ジ ネ ス	80	2	
	情 報 マーケティング	80	2	
	国 際 コミュニケーション	40	1	
島 原 商 業	商 業	40	1	
	情 報 処 理	40	1	
	家 政	40	1	
諫 早 商 業	商 業	160	4	
	情 報	40	1	
	国 際 コミュニケーション	40	1	
壱 岐 商 業	商 業	80	2	
	情 報 処 理	40	1	
長 崎 鶴 洋	水 産	80	2	1 学級減
	総 合	80	2	
長 崎 明 誠	総 合	160	4	
佐 世 保 東 翔	総 合	120	3	
大 村 城 南	総 合	160	4	
平 戸	総 合	40	1	
五 島 海 陽	総 合	80	2	
島 原 翔 南	総 合	80	2	
清 峰	総 合	160	4	
合 計		8,680	217	

(備考) 特別の理由がある学校においては、教育委員会と協議の上、実情に応じ、定員を超えて入学を許可することができる。

(定時制の課程)

学 校 名	学 科 名	募 集 定 員	学 級 数	参 考 事 項
鳴 滝 佐 世 保 中 央	普 通	40	1	昼間部
	商 業	40	1	
	普 通	40	1	
	普 通	40	1	
	エンカレッジコース	40	1	
	商 業			
島 原 諫 早 大 村 五 島 長 崎 工 業	エンカレッジコース	40	1	昼間部
	普 通	40	1	
	普 通	40	1	
	普 通	40	1	
	普 通	40	1	
	建 築	40	1	
佐 世 保 工 業	工 業 技 術	40	1	
	工 業 技 術	40	1	
合 計		560	14	

(備考) 特別の理由がある学校においては、教育委員会と協議の上、実情に応じ、定員を超えて入学を許可することができる。

(通信制の課程)

学 校 名	学 科 名	募 集 定 員	参 考 事 項
鳴 滝	普 通	300	
佐 世 保 中 央	普 通	300	
合 計		600	

(離島留学に関する学科・コース等)

学 校 名	学 科 名	コ ー ス 名 等	募 集 定 員	参 考 事 項
対 馬	国際文化交流		※40	
壱 岐	普 通	東アジア歴史・中国語	20程度	
五 島	普 通	ス ポ ー ツ	20程度	
五 島	普 通	夢 ト ラ イ	20程度	
奈 留	普 通	イングリッシュ・アイランド・スクール	※10程度	

※対馬高校については再掲であり、奈留高校については定員40（再掲）の枠内で受け入れる。

〔県立中学校〕

学 校 名	募 集 定 員	学 級 数	参 考 事 項
長 崎 東	120	3	
佐 世 保 北	120	3	
諫 早 高 等 学 校 附 属	120	3	
合 計	360	9	

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第8号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第7条の規定により、次のとおり公示する。

令和元年6月28日

長崎県公安委員会委員長 中部 憲一郎

- 1 検定を行う警備業務の種別及び区分
交通誘導警備業務2級
- 2 検定の日時、場所及び検定予定人員
 - (1) 日時
令和元年9月28日（土）午前10時から午後6時までの間
 - (2) 場所
長崎県大村市古賀島町533番地5 長崎県警察本部交通部運転免許管理課運転免許試験場
 - (3) 検定予定人員
20人
- 3 受検資格
受検資格は、警備員又は警備員になろうとする者で、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 長崎県内に住所を有する者
 - (2) 長崎県内の営業所に属する警備員
- 4 検定試験内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 車両等の誘導に関すること。
 - エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 車両等の誘導に関すること。
 - イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (3) 検定の方法
検定においては、学科試験を実技試験の前に行うものとし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。
- 5 検定申請の手続
 - (1) 申請期間、申請先等

申請期間	申請時間	申請先
令和元年7月16日(火)から同月26日(金)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。	午前9時から 午後5時まで	申請者の住所地を管轄する警察署又は申請者が警備員である場合は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署

※ 検定申請の受付は、先着順とし、予定人員に達した場合は、申請期間の途中であっても締め切る。また、郵送による検定申請は受け付けない。

検定申請は、受検者本人が行うものとするが、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

- (2) 提出書類
 - ア 検定申請書 1通
 - イ 申請者が警備員である場合は、次に掲げるいずれかの書面

- (ア) 申請者の住所地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、住所地を疎明する書面 1通
- (イ) 申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、次に掲げるいずれかの書面
- a 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 いずれか1通
- b 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が異なる場合は、当該営業所に属することを疎明する書面 1通
- ウ 申請者が警備員でない場合は、住所地を疎明する書面 1通
- エ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2葉
- 6 検定手数料
14,000円
検定申請時に、長崎県収入証紙により納付すること。
なお、検定申請の受付後は、納入された検定手数料は返還しない。
- 7 合格発表
本検定の合格発表は、当日検定場所において本人に対して行う。
- 8 問合せ先
- (1) 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課
- (2) 長崎県警察本部生活安全部生活環境課許可業務指導室営業第二係（警備業担当）（電話 095-820-0110 内線3185）

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第25号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票のできる施設として、次の施設を指定した。

令和元年6月28日

長崎県選挙管理委員会
委員長 永淵 勝幸

施設の名称	所在地	指定年月日
千住介護医療院	佐世保市宮地町5番5号	令和元年6月17日
特別養護老人ホーム 愛の里	雲仙市愛野町乙2288番地4	令和元年6月17日

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通表
(八二四)
二一一一
二一一四

印刷所
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺クイック
田クプリン
宏ト
弥ト